

平成13年11月臨時取締役会議事録抄本

平成13年11月15日午前8時30分、東京都港区芝五丁目7番1号日本電気株式会社本社デシジョンルームにおいて臨時取締役会を開催した。

本取締役会は、当社取締役会規則第3条第2項、第4条第1項および第5条の規定に基づき佐々木取締役会長により招集され、出席取締役は下記14名、出席監査役は下記3名であり、適法に成立した。

取締役会規則第6条第1項の規定により、西垣社長が議長となり、定刻開会を宣し、議事に入った。

2. 2010年満期ユーロ円建転換社債発行の件

松本取締役専務から本議案の内容について説明があり、審議の結果、下記のとおり決議された。

次のとおり2010年満期ユーロ円建転換社債を発行すること。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 社債の種類 | 当社が受託会社であるJP Morgan Chase Bankとの間に締結する信託証書に基づき発行する2010年満期ユーロ円建転換社債（以下本社債という。） |
| (2) 発行総額 | 1,000億円ならびに本社債の紛失、盗難、滅失等の場合に適切な証明および補償を得て発行することのある代替社債券の額面金額相当額 |
| (3) 各社債の金額 | 額面500万円 |
| (4) 社債券の形式 | 無記名式社債券
ただし、社債本券を発行するまで、発行総額を表章する大券1枚を発行する。 |
| (5) 利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| (6) 発行価額 | 今後開催予定の取締役会で決定する。 |
| (7) 償還金額 | 額面金額の100%
ただし、別紙（C）(1)記載のとおり繰上償還を行う場合は同号に定める金額とする。 |
| (8) 償還期限 | 2010年3月31日（ロンドン時間。以下別段の表示がない限り同様とする。） |
| (9) 担保または保証 | なし |

- (10) 払込期日 2001年12月10日
および発行日
- (11) 引受会社 Daiwa Securities SMBC Europe Limited および
Morgan Stanley & Co. International Limited を共同
主幹事とする引受証券会社団
- (12) 募集および
引受の方法 引受証券会社が本社債の全額を連帯買取引受し、欧州
を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）に
おいてこれを募集する。
- (13) 上場 本社債をルクセンブルグ証券取引所に上場する。
- (14) 手取金の使途 半導体事業構造改革を含む当社事業戦略の遂行、投融
資、設備投資等に必要な資金の一部に充当する。
- (15) 本社債の償還の方法、転換に関する事項その他本社債の主要な条件は、
別紙（C）のとおりとする。
- (16) 当社は、引受証券会社との間で、本社債の払込期日から90日間、一定
の場合を除き、上記(11)記載の共同主幹事の事前の了解を得ることなく、
当社普通株式または当社普通株式に転換しうる証券もしくは当社普通株
式を取得する権利を付与された証券の発行、募集、売出し、その他の処分
を行わないことに合意する。
- (17) 上記に定めるもののほか、本社債の発行に関する細目の決定ならびに
係諸契約、目論見書およびその他の書面の作成、締結、交付、提出等につ
いては代表取締役またはその代理人に一任する。
- (18) 本社債の発行および募集については、今後開催予定の取締役会における
未決定事項の決議、代表取締役またはその代理人によるその他未決定事項
の決定ならびに関係各國の法令に基づく必要な承認および手続の完了を
条件とする。

以上

2010年満期ユーロ円建転換社債発行の件

(1) 償還の方法

および期限

満期償還

本社債は、2010年3月31日に額面金額の100%で償還される。

130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、2004年12月10日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、かかる終値のない日を除き連続する20取引日（ただし、当該20取引日の最終日は償還のための公告日に先立つ30日以内の日とする。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合は、本社債権者に対して償還日の30日以上前（ただし、60日を超えない。）に公告を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

当社は、2001年12月10日以降、日本の税制の変更等により下記(3)に従い追加額の支払いを要することとなった場合は、本社債権者に対して償還日の30日以上前（ただし、60日を超えない。）に公告を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社株主総会で決議した場合は、本社債権者に対して償還日の30日以上前（ただし、60日を超えない。）に公告を行うことにより、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額に対する次の割合の金額で繰上償還することができる。

2001年12月11日から	
2002年3月31日まで	108%
2002年4月1日から	
2003年3月31日まで	107%
2003年4月1日から	
2004年3月31日まで	106%
2004年4月1日から	
2005年3月31日まで	105%
2005年4月1日から	
2006年3月31日まで	104%
2006年4月1日から	
2007年3月31日まで	103%
2007年4月1日から	
2008年3月31日まで	102%
2008年4月1日から	
2009年3月31日まで	101%
2009年4月1日から	
2010年3月30日まで	100%

買入れ消却

当社または当社の子会社は、いつでも市場でまたはその他の方法により、本社債を買入れ、保有、売却または消却することができる。

(2) 転換に関する

条 項

- 転換の条件
- (1) 本社債は、その額面金額を下記 の転換価額につき 1 株の割合をもって下記 の株式に転換することができる。ただし、一定の場合を除き、転換によって生じる 1 株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 当社は、日本の法令または当社定款の規定に基づき、1 単元未満の当社普通株式につき株券の発行を一般的に行わない場合は、転換請求にかかる本社債の転換にあたり上記(1)に基づき計算した結果生じる 1 単元未満の当社普通株式については、当該転換を請求した社債権者に対し、その時価相当額を現金にて支払う。

転換価額

(I) 当初の転換価額

今後開催予定の取締役会において決定する。

(II) 転換価額の調整

転換価額は、本社債発行後、当社が時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行当社普通株式数} + \frac{\text{新発行当社普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行当社普通株式数} + \text{新発行当社普通株式数}}$$

また、当社普通株式の分割、併合および時価を下回る価額で当社普通株式に転換しうる証券の発行もしくは当社普通株式を取得する権利を付与された証券の発行等が行われる場合その他一定の場合にも、転換価額は適宜調整されるものとする。

転換により発行する株式の内容

当社普通株式

転換請求期間

2002年1月7日から2010年3月17日（ただし、本社債が2010年3月17日より前に償還される場合は当該償還日）の営業時間終了時（転換請求地時間）までとする。

なお、転換の効力は転換請求がなされた日（転換請求地時間）の翌暦日（日本時間）（以下転換日という。）に発生する。

転換価額中資本に組入れない額

転換価額中資本に組入れない額は、上記 よって決定される転換価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、転換価額または調整後転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。

転換後第1回目の配当

本社債の転換により発行された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換日の属する配当計算期間（現在、9月30日および3月31日にそれぞれ終了する6カ月の期間をいう。）の初めに転換の効力が発生したものとみなしてこれを支払う。

(3) 追加支払に 関する 特約事項

本社債の元本およびプレミアム（もしあれば）は、現在および将来とも日本国その他日本の課税権者により課せられる公租公課を源泉徴収することなく支払われる。法律上かかる源泉徴収を行わなければならない場合は、当社は本社債権者の源泉徴収後の純受領金額がかかる源泉徴収がなければ支払われたであろう金額に等しくなるように追加額を支払う。ただし、本社債権者が本社債を所持しているという事由以外に日本と関係があることを理由として当該公租公課が課せられる場合など、一定の場合についてはこの限りではない。

以上

平成13年11月15日

日本電気株式会社

取締役会長	佐々木 元	欠席
社 長	西垣 浩司	出席
副 社 長	千葉 正人	出席
同	杉山 峰夫	出席
取締役専務	吉川 英一	出席
同	松本 滋夫	出席
同	杉原 瀬司	出席
同	金杉 明信	欠席
取締役常務	大森 義夫	出席
同	戸坂 鑑	出席
同	斎藤 紀雄	出席
同	矢野 薫	出席
同	川村 敏郎	出席
同	丸山 誠	出席

取 締 役	森 川 敏 雄	出 席
取 締 役	木 村 浩 一	出 席
監 査 役	坂 入 達 雄	出 席
同	臼 井 建 治	出 席
同	吉 田 紘 一	欠 席
同	可 部 恒 雄	出 席

上記は平成13年11月15日開催の日本電気株式会社臨時取締役会の議事録中、
2010年満期ユーロ円建転換社債発行に関する決議事項の全部に相違ありません。

平成13年11月15日

東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
代表取締役社長 西垣 浩司